

戸籍謄・抄本等交付請求書（郵送用）

栃木県下都賀郡壬生町長 宛

令和 年 月 日記入

請求者	住所			平日の昼間に通じる連絡先 ※必ずご記入下さい
	氏名	印	生年月日	自宅 ()
			M・T・S・H	携帯 ()
			/ /	勤務先 ()
				その他 ()
請求者と必要な方との関係：本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他 ()				
※該当するところに○をつけて下さい。その他の方は使いみち等を下記に具体的に書いて下さい。				

必要な戸籍	本籍	栃木県下都賀郡壬生町		
	筆頭者	(戸籍の最初に書かれている方で、亡くなってもわかりません。)		生年月日 M・T・S・H / /

		手数料 (1通)	全部事項証明 (謄本)	個人事項証明 (抄本)	※必要な方のお名前もご記入下さい。
		戸籍		450円	() 通
除籍		750円	() 通	() の分を () 通	
改製原戸籍		750円	() 通	() の分を () 通	
必要な証明書の種類	附票	※注意	<input type="checkbox"/> 現在の住所が記載されているもの <input type="checkbox"/> 〔 () 〕から〔 () 〕の住所の履歴が必要 ※必要な住所がわかっている場合はご記入下さい。 (住所の経過が必要な方は、複数になる場合があります。)		
			【請求者本人】の分を () 通 ※本人からしか請求できません。		
	身分証明書	※注意	【S・H・R 年 月 日】に提出した【 () 届の受理証明書を () 通		
	受理証明書	350円	【S・H・R 年 月 日】に提出した【 () 届の受理証明書を () 通		
	その他の証明書⇒ () を () 通 ※証明書の種類をご記入下さい				

※最近、戸籍に関する届出をされた方はご記入下さい。
 【 () 届を【 () 役所に【R 年 月 日】に提出

備考	※ご要望などがありましたらご記入ください。【例：父〇〇死亡のため出生から死亡までの戸籍が必要】
----	---

※ 身分証明書・附票・不在籍証明書の手数料は、市区町村によって異なります。

壬生町では、1通200円です。

※ 受理証明書については、届出を提出した市区町村にご請求ください。

※ 本人、配偶者、直系血族（父母・子・孫・祖父母）、相続人以外の戸籍の請求については委任状が必要です。
 また、身分証明書の請求については、本人以外すべて委任状が必要です。

《使いみちと提出先》

チェック欄 手数料 (小為替) 返信用封筒 (切手) 本人確認書類の写し

★郵送請求の際に送っていただくもの

チェック欄

- ① **郵送用請求書** (表面)
 - ② **定額小為替** ※郵便局で購入できます。おつりの無いようにご用意ください。
※複数の戸籍を請求される場合には、事前に料金をご確認ください。
※小為替には何も書き込まないで下さい。
 - ③ **返信用封筒** ※返信用切手を貼付して下さい。
除籍謄本や複数の戸籍を請求される際には、多めに貼付して下さい。
郵送料金不足の場合には、受取人払いでの取り扱いとなります。
※請求される方の現住所・氏名をはっきりとお書き下さい。
返送先は住民登録地となります。
 - ④ **本人確認書類** ※運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなどの写し
官公署発行の身分証明書（写真が貼付されたもの）をお持ちでない方は事前に下記までお問い合わせください。
※現住所が確認できるようにお願いします。
-
- ⑤ **委任状** ※代理人が請求する場合必要になります。

以上のものを同封の上、請求して下さい。

★ご注意

- 戸籍関係の証明書は、本籍地の市区町村に請求して下さい。なお、その請求がプライバシーの侵害や差別につながるような不当な目的と思われるときは交付できません。偽りなど、不正な手段によって交付を受けた時は30万円以下の罰金に処されます。
- 郵送請求の場合、配達と事務処理の日数が必要となりますのでご注意ください。お急ぎの場合には、往復とも速達郵便をご利用ください。
- 請求書の内容に記入不足があった場合等のために、昼間に通じる連絡先を必ずご記入ください。確認がとれない場合には、返送させていただくことがあります。
- 手数料に不足やおつりがある場合は、返送させていただきます。ご注意ください。
- 返送先は住民登録地となりますので、ご注意ください。

～ お問い合わせ先 ～	
壬 生 町 役 場	民 生 部 住 民 課 住 民 係
〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	
TEL 0282-81-1824	